

新旧対照表

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>第5条 省略 <u>（管理者の要件等）</u> 第5条の2 条例第12条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件 <u>（以下「広告物等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> <u>(1) はり紙、はり札等、立看板等、塗装、広告幕、広告旗及びアドバルーン</u> <u>(2) 表示面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが4メートル以下であるもの</u> 2 条例第12条第3項の規則で定める者は、<u>第23条第1項各号のいずれかに該当する者とする。</u> （申請又は届出） 第6条 次の各号に掲げる申請又は届出は、当該各号に定める様式により、申請書は正副2通、届出書は1通を提出しなければならない。 (1)・(2) 省略 (3) 条例第14条第1項の規定による<u>広告物等</u> <u>を管理する者の設置、変更又は廃止の</u> 届出 様式第4号 (4)～(6) 省略 2 新たに広告物等を管理する者を置き、又は広告物等を管理する</p> | <p>第5条 省略 （申請又は届出） 第6条 次の各号に掲げる申請又は届出は、当該各号に定める様式により、申請書は正副2通、届出書は1通を提出しなければならない。 (1)・(2) 省略 (3) 条例第14条第1項の規定による<u>広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）</u>を管理する者の設置、変更又は廃止の 届出 様式第4号 (4)～(6) 省略</p> |

者を変更しようとする場合において、条例第6条第1項、第7条第3項各号又は第11条第1項の規定による許可を受けたときは、条例第14条第1項の規定による届出があつたものとみなす。

様式第1号（第3条関係） 公共掲示板利用申請書

省略

注 1～5 省略

様式第2号（第6条関係） 屋外広告物許可申請書
(表)

| | |
|-------------------|---|
| 省略 | |
| 表示又は設置の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 新 管 理 者 | 住 所 電 話 () - |
| | 氏 名 |
| 資 格 等 | <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 |
| 省略 | |
| 屋外広告業の登録年月日及び登録番号 | 申 請 者 年 月 日 第 号 |
| | 新管理者 年 月 日 第 号 |
| | 省略 |
| 省略 | |

様式第1号（第3条関係） 公共掲示板利用申請書

省略

注 1～5 省略

6 管理者を別に定める場合には、屋外広告物管理者設置（変更・廃止）届出書（様式第4号）を併せて提出すること。

様式第2号（第6条関係） 屋外広告物許可申請書
(表)

| | |
|-------------------|-----------------|
| 省略 | |
| 表示又は設置の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 省略 | |
| 屋外広告業の登録年月日及び登録番号 | 申 請 者 年 月 日 第 号 |
| | 省略 |
| | 省略 |
| 省略 | |

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名

(裏)

省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 □のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

4 「新管理者」の欄は、新たに管理者を置き、又は管理者
を変更しようとする場合に記入すること。

5 「屋外広告士」とは、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年
愛媛県条例第50号）第39条第1項第1号に掲げる者をい

することができる。

3 □のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

4 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請
者又は工事施行者が屋外広告業者である場合に記入するこ
と。

5 ※印の欄は、記入しないこと。

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 新規の許可にあつては形状、寸法、材料、構造、意
匠、色彩等に関する仕様書及び図面、更新の許可にあつ
てはカラー写真

(2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人
の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は
物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し

7 管理者を別に定める場合には、屋外広告物管理者設置
(変更・廃止)届出書（様式第4号）を併せて提出するこ
と。

(裏)

省略

う。

6 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請者、新たに置かれる管理者又は工事施行者が屋外広告業者である場合に記入すること。

7 ※印の欄は、記入しないこと。

8 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 新規の許可にあつては形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面、更新の許可にあつてはカラー写真及び屋外広告物安全点検結果報告書（別紙）

(2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し

(3) 新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする場合にあつては、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であることを証する書類の写し

様式第3号（第6条関係） 屋外広告物変更許可申請書
（表）

| | |
|-----------|---|
| 省略 | |
| 表示又は設置の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 新 管 理 者 | 住 所 電 話 () - |
| | 氏 名 |
| | 資 格 等 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 |

様式第3号（第6条関係） 屋外広告物変更許可申請書
（表）

| | |
|-----------|-----------------|
| 省略 | |
| 表示又は設置の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | |

| | | |
|-------------------|----------------------------------|-----------|
| | <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 | |
| 省略 | | |
| 屋外広告業の登録年月日及び登録番号 | 申請者 | 年 月 日 第 号 |
| | 新管理者 | 年 月 日 第 号 |
| | 省略 | |
| 省略 | | |

(裏)

| |
|----|
| 省略 |
|----|

注1 不要の文字は、抹消すること。

| | | |
|-------------------|-----|-----------|
| | | |
| 省略 | | |
| 屋外広告業の登録年月日及び登録番号 | 申請者 | 年 月 日 第 号 |
| | | |
| | 省略 | |
| 省略 | | |

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

4 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請
者又は工事施行者が屋外広告業者である場合に記入するこ
と。

5 ※印の欄は、記入しないこと。

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様
書及び図面

(2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人
の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は
物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し

7 管理者を別に定める場合には、屋外広告物管理者設置
(変更・廃止)届出書(様式第4号)を併せて提出するこ
と。

(裏)

| |
|----|
| 省略 |
|----|

注 表示内容に変更のある場合は、旧広告の写真を添付するこ

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 □のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

4 「新管理者」の欄は、新たに管理者を置き、又は管理者
を変更しようとする場合に記入すること。

5 「屋外広告士」とは、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年
愛媛県条例第50号）第39条第1項第1号に掲げる者をい
う。

6 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、申請
者、新たに置かれる管理者又は工事施行者が屋外広告業者
である場合に記入すること。

7 ※印の欄は、記入しないこと。

8 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様
書及び図面

(2) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人
の所有又は管理に属する場合にあつては、当該場所又は
物件の所有者又は管理者の承諾書又は使用許可書の写し

(3) 新たに管理者を置き、又は管理者を変更しようとする
場合にあつては、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広
告物条例第12条第3項の規定に該当する者であることを
証する書類の写し

(4) 表示内容を変更する場合にあつては、旧広告の写真

様式第4号（第6条_____関係） 屋外広告物
管理者設置（変更・廃止）届出書

省略

と。

様式第4号（第6条、様式第1号—様式第3号関係） 屋外広告物
管理者設置（変更・廃止）届出書

省略

| | | | |
|-------------|---|-----|---|
| 管 理 者 | 新 | 省略 | |
| | | 氏 名 | |
| | | 資格等 | <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 |
| | 旧 | 省略 | |
| | | 氏 名 | |
| | | 資格等 | <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 <input type="checkbox"/> 技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 電気工事士 <input type="checkbox"/> 電気主任技術者 |
| 省略 | | | |

注 1 省略

- 2 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。
- 3 「屋外広告士」とは、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第39条第1項第1号に掲げる者をいう。
- 4 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、届出者又は新たに置かれる管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。
- 5 新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であることを証する書類の写しを添付すること。

| | | | |
|-------------|---|-----|--|
| 管 理 者 | 新 | 省略 | |
| | | 氏 名 | |
| | | 資格等 | |
| | 旧 | 省略 | |
| | | 氏 名 | |
| | | 資格等 | |
| 省略 | | | |

注 1 省略

- 2 「屋外広告業の登録年月日及び登録番号」の欄は、届出者又は変更後の管理者が屋外広告業者である場合に記入すること。

第 2 条 愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を次のように改正する。
様式第 2 号に別紙として次のように加える。

屋外広告物安全点検結果報告書

| | |
|-----------|--|
| 許 可 番 号 | 第 号 |
| 種 類 | |
| 設 置 日 | 年 月 日 (年経過) |
| 表示又は設置の場所 | 市 町 番地 郡 |
| 点 検 年 月 日 | 年 月 日 |
| 点 検 の 方 法 | <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 打診 <input type="checkbox"/> 触診 <input type="checkbox"/> その他 () |

| 点 検 項 目 | 異常 | 異 常 の 内 容 | 処理 | 処 理 の 内 容 |
|-------------------------|--|-----------|--|-----------|
| 1 取付（支持）部分の 変形又は腐食 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 | |
| 2 主要部材の変形又は 腐食 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 | |
| 3 ボルト、ビス等のゆ るみ又はさび | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 | |
| 4 表示面の汚染、変色 又は剥離 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 | |
| 5 表示面の破損 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 | |
| 6 照明装置、電気配線 等の破損又は劣化 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 | |
| 7 その他点検した事項 () | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 | |

上記の点検結果は、事実と相違ありません。

住 所 _____

点検者 氏 名 _____ ⑩

資格等の名称 _____

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
 2 管理者を置いているときは、当該管理者が点検をすること。
 3 のある欄は、該当するものにレ印を付けること。

附 則

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第1条中第5条の次に1条を加える改正規定（第5条の2第2項に係る部分に限る。）は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成30年9月30日までの間は、第1条の規定による改正後の愛媛県屋外広告物条例施行規則様式第2号注8(3)及び様式第3号注8(3)中「にあつては、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であること」とあるのは「であつて、新たに置かれる管理者が愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第26号）による改正後の愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であるときにあつては、これ」と、同規則様式第4号注5中「愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者であること」とあるのは「愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成28年愛媛県条例第26号）による改正後の愛媛県屋外広告物条例第12条第3項の規定に該当する者である場合にあつては、これ」とする。